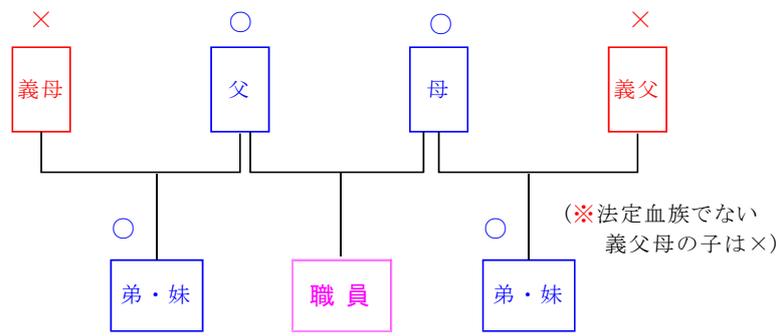


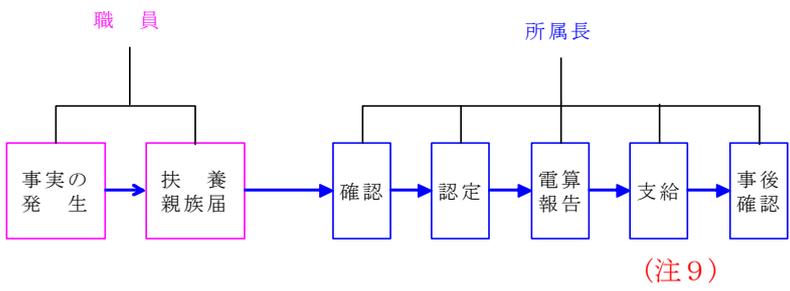
単 位 事 務 名	
扶 養 手 当	
根 拠 及 び 参 考 法 令	鹿児島県職員の給与に関する条例 鹿児島県職員扶養手当支給規則 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程（昭和26年訓令甲第10号） 給与条例の運用方針について（通知）（昭和58年11月21日人第280号） 扶養親族の認定について（通知）（昭和48年12月3日鹿教管第575号）

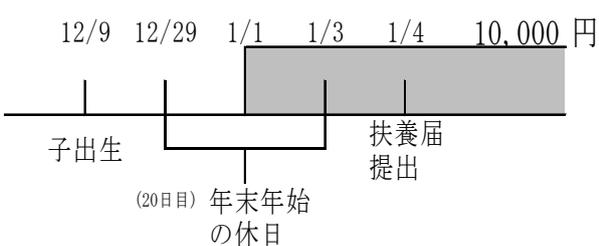
項 目	処 理 方 法
扶養手当の趣旨	「扶養手当は、扶養親族のある職員（注1）に対して支給される手当である。（条例第9条第1項）」
支給要件及び扶養親族の範囲	<p>「扶養親族（注3）とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養（注2）を受けている者をいう。（条例第9条第2項）」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者（内縁関係を含む。） 2 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 3 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 4 60歳以上の父母及び祖父母 5 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6 心身に著しい障害がある者（終身労務に服することができない程度の者に限る。） <p>ただし、次の者は扶養親族とすることはできない。</p> <p>【鹿児島県職員扶養手当支給規則（以下、扶養手当に係る部分において「規則」という。）、第3条第3項第1号、第2号】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 (2) <u>年額 1,300,000 円以上（注4、5）</u>の恒常的な所得があると見込まれる者 <p>※（注1） 再任用職員（フルタイム勤務）には、支給されない。</p> <p>※（注2） 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を職員の扶養親族として認定することができる。</p> <p>なお、夫婦が共同して子を扶養している場合（夫婦とも県職員の場合を除く。）における子の扶養認定については、届出者たる職員が次の二つの要件を満たすときには、主たる扶養者として認定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の所得が配偶者と同程度以上（配偶者の所得の9割以上）であること。

項 目	処 理 方 法
	<p>② 配偶者が当該扶養認定に係る子について、扶養手当又はこれに相当する手当を受給していないこと。</p> <p>この場合、配偶者が子を扶養していないことの証明は、職員の性別に関わりなく原則として次の資料で行うこと。</p> <p>(a) 配偶者の所得証明 (b) 配偶者が扶養手当又はこれに相当する手当を受給していないことの証明</p> <p>※(注3) 扶養親族の範囲 (○は可, ×は不可)</p> <p style="color: red;">※心身に著しい障害がある者については、【扶養手当に係る質疑応答編】参照</p> <p>a 一般関係</p> <p>b 養親子関係(養子縁組をしている場合)</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>c 義(継)父母関係</p>  <p>※ (注4)</p> <p>「年額 1,300,000 円以上の恒常的な所得」の「年額」とは、必ずしも暦年による年額をいうのではなく、下記例のとおり将来にわたって1年間という意味である。又「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得は含まない。</p> <p>なお、所得の金額の算定は、所得税法上の所得金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によること。</p> <p>ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によることとなる。</p> <div data-bbox="510 1288 1428 1568" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <p>【例】</p> <p style="text-align: center;">5月1日 翌年4月30日</p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">年額〇〇〇, 〇〇〇円</p> </div> <p>※ (注5)</p> <p>給与所得など月単位の所得（通勤手当等各種手当も含む。）がある者については、将来にわたって恒常的に定まった収入があると見込まれるときは、月単位の所得が130万円の12分の1以上あるかどうかによる。</p>

項 目	処 理 方 法																												
支 給 額	<p>扶養手当の支給月額</p> <p>(1) 扶養親族たる配偶者（条例第9条第2項1号）…………… 6,500円</p> <p>(2) 扶養親族たる子（条例第9条第2項2号）…………… 10,000円</p> <p>(3) 父母等（条例第9条第2項3～6号）…………… 6,500円</p> <p>(4) 特定期間の子（16歳の年度初めから22歳の年度末まで）…………… 5,000円加算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">年度</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td>配偶者</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6,500</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人目</td> <td>子</td> <td rowspan="2">11,000</td> <td>10,000</td> <td rowspan="2">上欄に掲げる、子又は父母等の額</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>			年度			平成28年度	平成29年度	平成30年度以降	扶養親族	配偶者	13,000	10,000	6,500	子	6,500	8,000	10,000	父母等	6,500	6,500	6,500	職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人目	子	11,000	10,000	上欄に掲げる、子又は父母等の額	父母等	9,000
				年度																									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度以降																									
扶養親族	配偶者	13,000	10,000	6,500																									
	子	6,500	8,000	10,000																									
	父母等	6,500	6,500	6,500																									
職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人目	子	11,000	10,000	上欄に掲げる、子又は父母等の額																									
	父母等		9,000																										
届 出 義 務	<p>1 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。※H32.4.1以降適用）においては、その職員は直ちにその旨を校長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者（注6）がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者（注7）がある場合 （扶養親族たる子又は条例9条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>※（注6）</p> <p>① 父母及び祖父母の場合は、満60歳の誕生日が年齢についての要件を備えた日となる。</p> <p>② 共働きの配偶者が退職した場合は、退職した日の翌日（退職の日の給与が支給されないときは退職の日）がその要件を備えた日となる。</p> <p>※（注7）</p> <p>子、孫及び弟妹の場合は、満22歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日が要件を欠いた日となる。この場合は職員からの届出の必要はないが、所属長は支給額の改定を行うこと。</p> <p>2 扶養親族の届出は、次の各号に定める届出書により行わなければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養手当の支給を受けようとする場合 扶養親族等届出書（第1号様式）</p> <p>(2) すでに扶養手当の支給を受けていた職員に前1に該当する事実が生じた場合 扶養親族異動届出書（第2号様式）</p>																												

項 目	処 理 方 法
支給方法	<p>1 支給手続</p>  <p style="text-align: right;">(注9)</p> <p>※ (注9) (規則第9条)</p> <p>現に扶養手当の支給を受けている職員が扶養手当の支給を受ける要件を備えているかどうか(扶養親族の年間所得が1,300,000円未満であるかどうかなど)、又、扶養手当の支給額が正しいかどうかを必要であると認められるときは随時確認すること。</p> <p>なお、18歳年度末に到達した子、孫及び弟妹については就職等により扶養親族でなくなる場合があるので、18歳年度末以降の各年度始めには職員に注意を喚起すること。</p>
支給の始期、終期及び支給額の改定	<p>1 支給の始期、終期及び支給額の改定</p> <p>(1) 支給の始期(条例第10条第2項)</p> <p>ア 扶養親族のある者が採用された場合又は職員に扶養親族が生じた場合は、採用された日又は扶養親族が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始する。</p> <p>イ 上記アの場合で届出がそれぞれの日から20日(注10)を経過した後になされたときは、<u>届出を受理した日(注11)</u>の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始する。</p> <p>(2) 支給の終期(条例第10条第2項)</p> <p>職員が退職、死亡した場合又はすべての扶養親族がその要件を欠いた場合には、その日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給できる。</p> <p>(3) 支給額の改定(条例第10条第3項)</p> <p>扶養親族のある職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は、次のとおり支給額を改定する。</p> <p>ア 増額の場合</p> <p>a 届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合 その月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。</p> <p>b 届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされた場合 届出を受理した月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>イ 減額の場合 届出を受理した日に関係なく、事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p> <p>※(注10) 届出20日の計算はその事実が生じた日の翌日（その事実が午前0時に生じたときはその日）から起算する。 20日目が県の休日（土曜日、日曜日、祝日法による休日又は年始年末の休日）に当たるときは、その翌日まで延長できる。（鹿児島県の休日を定める条例第2条）</p> <p>※(注11) 「届出を受理した日」とは、所属長が届出を受け付けた日をいう。 ただし、職員が遠隔地等にあつて、届出書類の送達に日時を要する場合には、職員が、届出書類を実際に発送した日をもって「届出を受理した日」として取り扱うことができる。（給与条例の運用方針（通知）第10条関係第2項）</p> <p>[例]</p> <p>(1) 要件を具備した日から20日経過後の届出の場合</p>  <p style="text-align: center;">4/25 5/1 5/15 5/21 6/1 10,000 円</p> <p style="text-align: center;">子出生 (20日目) 扶養届提出</p> <p style="text-align: right;">20日経過後の届出のため、6月からの支給となる。</p> <p>(2) 20日目が日曜日等の場合</p>  <p style="text-align: center;">12/9 12/29 1/1 1/3 1/4 10,000 円</p> <p style="text-align: center;">子出生 扶養届提出</p> <p style="text-align: center;">(20日目) 年末年始の休日</p> <p style="text-align: right;">20日目が年末年始の休日に当たるので1月4日の届出は20日以内のものとされ、1月からの支給となる。</p>

項 目	処 理 方 法
異動職員にかかる事務処理	<p>1 転出の場合は扶養親族等届出書（決裁文書を含む認定簿冊一式）を転出先の所属長に送付する。 この場合、扶養親族等届出書については写しを保管しておく。</p> <p>2 転入の場合は県費負担教職員（教育庁職員を含む）以外の公務員（県職員、県内市町村立全日制高等学校職員、他の都道府県の県費負担教職員及び国家公務員等をいう）から引き続き採用された職員については、前任命権者の認定台帳の写（旧所属長において原本との照合証明を付したものを）を添付し、配偶者に係る分については、異動発令年月日現在の職業に関する申立書を添付させ、収入があると判断される場合は所得額証明書等により確認のうえ慎重に認定すること。 また、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫、弟妹のうち、アルバイト等による所得がある者についても、勤務先の給与支払額証明書等により収入を確認の上、認定すること。</p> <p>3 前記2に該当する職員の「配偶者及び22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫・弟妹」以外の者に係る認定については、台帳の写（旧所属長において原本との照合証明を付したものの）のほか、最新の次の書類を添付させ確認のうえ、慎重に認定すること。</p> <p>(1) 所得額証明書 (2) 恩給等の受給の有無に関する証明書等 ア 恩給、年金（共済年金、厚生年金、国民年金、その他の年金及び各種の扶助料等）（以下「恩給等」という。）を受給している場合は、その証書又は額の改定通知書等の写（所属長の原本との照合証明を付すること）及びそれ以外の恩給等に類するものは受給していない旨の申立書（扶養者及び被扶養者の連名によるもの） イ 恩給等を受給していない場合は、扶養者及び被扶養者の連名による申立書</p>
届出に関する証明資料	<p>扶養親族等届出書及びその他の扶養親族に係る届出書には原則として別表の証明資料を添付するものとする。 なお、証明資料はそれぞれの扶養親族を認定する際、最低限必要な資料のため、<u>完備されていない場合は受理できない。</u></p>
電算報告	<p>1 報告書の「扶養手当」の欄を修正するときは、該当の桁だけ修正するのではなく、異動のない他のすべての桁も従前の数を記入する。</p> <p>2 「配偶者」、「子」、「父母等」の欄は、認定の状況に応じてそれぞれに人数を記入する。</p> <p>3 「加算対象となる子」はその数を記入する。</p> <p>4 手当が支給されなくなる場合、報告書の「扶養手当」の欄のすべてのカラム（82～87）に0を入れる。</p>

項 目	処 理 方 法																																										
そ の 他	<p>1 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給するので、次の項目に該当することになった場合又はこれらの期間の終了により職務に復帰した場合のその月分は、日割計算を行うこと。(条例第20条、規則第10条)</p> <p>(1) 休職 (2) 停職 (3) 専従許可 (4) 育児休業承認</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〔退職した場合の支給額〕</p> <p>(1) 休職中の退職 扶養手当8,500円の職員(休職給80/100)が月の中で退職した場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>3/1 3/31</p> </div> <p>支給額 $6,500 \times 80/100 = 5,200$円</p> <p>(2) 復帰後に退職 扶養手当8,500円の職員(休職給80/100)が月の中で復帰後退職した場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>3/1 3/15 3/20 3/31</p> </div> <p>支給額 5,934円</p> <p>① 休職期間中 $6,500円 \times \frac{80}{100} \times \frac{(14-4)}{(31-8)} = 2,260.86$円</p> <p>② 復帰以後 $6,500円 \times \frac{(17-4)}{(31-8)} = 3,673.91$円</p> <p>$2,260.86 + 3,673.91 = 5,934.77$(※) → 5,934円</p> <p>(※) 円未満に端数を生じる場合は、合計後の端数を切り捨てること。</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #4a7ebb; color: white;"> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	月	火	水	木	金	土	日			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
月	火	水	木	金	土	日																																					
		1	2	3	4	5																																					
6	7	8	9	10	11	12																																					
13	14	15	16	17	18	19																																					
20	21	22	23	24	25	26																																					
27	28	29	30	31																																							

別表 扶養親族認定のための証明資料

職員の扶養親族の認定申請に当たっては、次表のとおり証明資料を添付する必要がある。

なお、次表の証明資料はそれぞれの扶養親族を認定する際、最低限必要な資料であるため、完備されていない場合は受理できない。(通知通達 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程)

※ 次表に定めるものの外、認定権者が扶養親族認定上必要と認められる場合は、個々の実情に応じて適当な証明資料を求めることもできる。

区分	扶養親族	証明資料		
		身分関係	所得関係	その他
新たに扶養親族としての要件を具備した者へ増額	配偶者	戸籍抄本・婚姻届受理証明書・媒酌人の証明書（結婚年月日明記のこと）のうち1通	市町村民税課税の基礎となった総所得額証明（以下「所得証明」という。）及び <u>申立書（被扶養者）</u> ※（注4）	退職証明（今まで県職員以外であった者で、そこを退職することにより扶養親族としての要件を具備することになった場合のみ）
	子	戸籍抄本又は出生届受理証明書	15歳以上の場合は在学証明又は所得証明	配偶者が扶養親族として認定されていないときは、配偶者が当該子を扶養していないことの証明（扶養手当相当の給与を受給していないことの証明及び配偶者の所得証明）
	孫	戸籍謄本（血族関係を明示し得るもの）	上に同じ	1 父母が扶養していないことの証明 2 住民票謄本 3 申立書※（注5）
	父母	戸籍謄本（除籍事項の省略したものでないこと） ※ 扶養者、他の扶養義務者との関係が判るもの	1 <u>所得証明及び申立書（被扶養者）</u> ※（注4） 2 恩給、年金、扶助料等受給有無証明	1 他の扶養義務者が扶養していないことの証明※（注6） 2 扶養義務者全員の扶養順位協議決定書（被扶養者ごと） 3 住民票謄本 4 <u>申立書</u> （職員及び被扶養者ごと）※（注5）
	祖父母	孫に同じ	上に同じ	上に同じ
	弟妹	父母に同じ	子に同じ	上に同じ
	心身に著しい障害がある者	戸籍謄本	父母に同じ	1 心身に著しい障害があることについての診断書（症状について具体的かつ詳細に記載するとともに、その者が終身労務に服することができないかどうかを明らかにしたもの） 2 他の扶養義務者が扶養していないことの証明※（注6） 3 申立書

※ 従来の無職証明は、申立書に変更されているので注意すること。

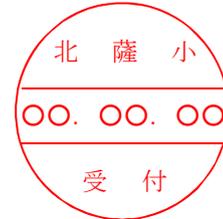
区分	扶養親族	証 明 資 料		
		身 分 関 係	所 得 関 係	そ の 他
要件を欠いた者 (減額)	死亡した者	戸籍抄本又は死亡診断書		
	所得が生じた者		就職証明（就職年月日及び収入月額明記のもの） 又は所得証明	
	22歳に達する日以後の最初の4月1日を迎えた者	必要なし		
	その他	要件を欠くに至った理由を具体的に証するもの		

- (注)
- 1 添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとする。
 - 2 身分関係及び所得関係に添付する証明書は、扶養親族に係るものであること。
 - 3 別居の場合は、特に送金を証する書類を添付すること。
(毎月の銀行振込書・現金書留等の写し、送金を受ける者の申立書等)
 - 4 届出の時点において、所得がない場合は無収入である旨の申立書を、所得がある場合は、年間所得が130万円未満であるかどうかを判断できる程度にその実態を記入した申立書及びその旨を具体的に証する書類を提出すること。
 - 5 申立書には、扶養するに至った経緯、扶養を必要とする理由、他の扶養義務者との関係（他の扶養義務者が扶養できない理由）、具体的な扶養実態、資産の活用状況等を詳しく記入すること。
 - 6 「他の扶養義務者が扶養していないことの証明」については、他の扶養義務者の勤務先において扶養手当相当の手当が支給されていないことの証明、他の扶養義務者による援助の状況が確認できる書類を添付すること。
援助額等を証する書類がない場合には、申立書の中に、他の扶養義務者による援助の状況等について具体的に記入すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します。



（記入例1）
婚姻により配偶者（配偶者は無職）を扶養する場合

扶 養 親 族 等 届 出 書

任命権者	所 属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎				

鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年 〇 月 〇 日 (証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年 収 額 (職 業)	※扶養事実の 生じた日	※扶養事実の 消滅した日	※ 特定期間	備考	※ 認定
指宿 花子	妻	SO. 〇. 〇	〇		0 (無職)	HO. 〇. 〇			〇/〇	北薩小

事務職員が記入

配偶者 有 無 その事実の生じた年月日 平成〇〇年 〇 月 〇 日

※扶養手 当 額 異 動 記 入 欄	扶 養 親 族	平成 〇〇 年		年		年		年		年	
		〇 月 1 日から	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員
	配 偶 者	1	6,500								
	配偶者以外の										
	認定扶養親族										
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	6,500								

注 1 この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。

2 続柄欄には、職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。

3 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

【証明資料】

1. 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記）
2. 配偶者の所得証明
3. 配偶者の申立書及び給与支払見込証明書

別記

第1号様式（第2条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します。

(記入例2)
婚姻により配偶者（配偶者パート収入あり）を扶養する場合

夫 養 親 族 等 届 出 書



任命権者	所 属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長 殿	職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎					

鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年 〇 月 〇 日

(証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年 収 額 (職業)	※扶養事実の 生じた日	※扶養事実の 消滅した日	※ 特定期間	備考	※ 認定
指宿 花子	妻	SO. 〇. 〇	〇		603,000 (パート)	HO. 〇. 〇			〇/〇	北薩小
										県事協

事務職員が記入

配偶者 有 無

その事実の生じた年月日 平成〇〇年 〇 月 〇 日

※ 扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成 〇〇 年 〇 月 1 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から	
		人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
	配 偶 者	1	6,500								
	配偶者以外の 認定扶養親族 認定扶養親族 のうち特定期 間にある子										
	計	1	6,500								

- 注 1 この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
- 2 続柄欄には、職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 3 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

- 【証明資料】**
1. 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記）
 2. 配偶者の所得証明
 3. 配偶者の申立書及び給与支払見込証明書

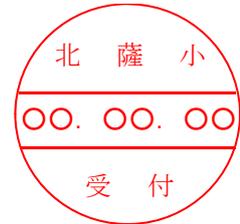
別記

第1号様式（第2条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します。

(記入例3)
配偶者の退職により配偶者を扶養認定する場合

扶 養 親 族 等 届 出 書



任命権者	所 属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長 殿	職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎					

鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年〇月〇日

(証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額 (職業)	※扶養事実の 生じた日	※扶養事実の 消滅した日	※ 特定期間	備考	※ 認定
指宿 花子	妻	SO.〇.〇〇	〇		0 (無職)	HO.〇.〇			〇/〇	北薩小
										県事協

事務職員が記入

配偶者 有 無

その事実の生じた年月日 平成〇〇年〇月〇日

※ 扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成〇〇年 〇月1日から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
配偶者		1	6,500								
配偶者以外の 認定扶養親族 認定扶養親族 のうち特定期 間にある子											
計		1	6,500								

【証明資料】

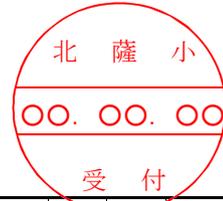
- 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記）
- 配偶者の所得証明
- 配偶者の申立書
- 退職証明（退職年月日を確認できるもの）
※ 今まで県職員以外であった方で、そこを退職することにより扶養親族としての要件を具備することになった場合のみ（但し、配偶者が県職員であった場合でも「退職辞令の写し」が必要な場合もある）
- 雇用保険等の受給の有無に関する証明書
※ 受給する場合・・・雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険受給が終了した証明書
※ 受給しない場合・・・受給しない旨の配偶者の申立書

第2号様式 (第2条関係)

※ 朱書きは届出者が記入します。

(記入例4)
 出生により子を扶養する
 (配偶者が扶養親族に認定
 されている) 場合

扶 養 親 族 異 動 届 出 書



任命権者	所 属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎				

扶養親族に異動があったので、鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年 〇月 〇日 (証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額 (職業)	異動年月日	異動の理由	※ 特定期間	※ 認定
指宿 一郎	長男	HO.〇.〇	〇		0 (無職)	HO.〇.〇	出生による	HO.4.1 ~HO.3.31	〇/〇 北薩小 県事協

事務職員が記入

※ 扶 養 手 当 額 異 動 記 入 欄	平成〇〇年 〇月〇日 から	配 偶 者		配偶者以外の 認定扶養親族		認定扶養親族の うち特定期間に ある子		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
		1	6,500	1	10,000			2	16,500

注 1 この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
 2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
 3 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。
 4 異動の理由欄には、扶養手当の支給を受ける事実の生じた理由又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由(例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)をそれぞれ記入すること。

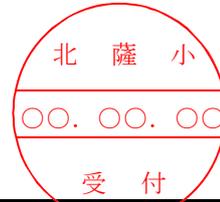
【証明資料】
 1. 戸籍抄本又は出生届受理証明書

第2号様式（第2条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します。

（記入例5）
出生により第2子を扶養する
（配偶者が扶養親族として認定されている）場合

扶 養 親 族 異 動 届 出 書



任命権者 北薩小学校長	所 属 北薩小学校	職員番号 2 3 4 5 6 7	氏 名 指宿 太郎
殿	職 名 教諭	指 宿	太郎

扶養親族に異動があったので、鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

生年月日欄と同じ

平成〇〇年〇月〇日

（証明書 〇 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額 (職業)	異動年月日	異動の理由	※ 特定期間	※ 認定
指宿 二郎	次男	H〇.〇.〇	〇		0 (無職)	H〇.〇.〇	出生による	H〇.4.1 ~H〇.3.31	〇/〇 北薩小

事務職員が記入

※ 扶 養 手 当 額 異 動 記 入 欄	平成〇〇年 〇月〇日 から	配 偶 者		配偶者以外の 認定扶養親族		認定扶養親族の うち特定期間 にある子		計	
		人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
		1	6,500	2	20,000			3	26,500

- 注
- この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
 - 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
 - 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。
 - 異動の理由欄には、扶養手当の支給を受ける事実の生じた理由又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由（例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等）をそれぞれ記入すること。

備考 この届出書は、認定後は扶養親族等届出書に添付して保存すること。

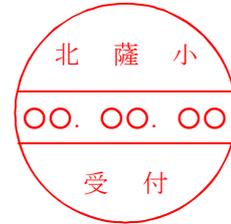
【証明資料】

- 戸籍抄本又は出生届受理証明書

別記

※ 朱書きは届出者が記入します。

第1号様式（第2条関係）



(記入例6)
出生により第1子を扶養する
(配偶者が扶養親族として認定されていない) 場合

扶 養 親 族 等 届 出 書

任命権者 北薩小学校長	所 属 北薩小学校	職員番号 2 3 4 5 6 7
殿	職 名 教諭	氏 名 指宿 太郎

鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年〇月〇日 (証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額 (職業)	※扶養事実の 生じた日	※扶養事実の 消滅した日	※ 特定期間	備考	※ 認定
指宿 一郎	長男	HO.〇.〇	〇		0 (無職)	HO.〇.〇		HO.4.1 ~HO.3.31	〇/〇	北薩小
										県事協

事務職員が記入

配偶者 有 無 その事実の生じた年月日 平成〇〇年〇月〇日

※ 扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成〇〇年		年		年		年		年	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	配偶者										
	配偶者以外の 認定扶養親族 のうち特定期間 にある子	1	10,000								
	計	1	10,000								

- 注 1 この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
- 2 続柄欄には、職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 3 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

【証明資料】

1. 戸籍抄本又は出生届受理証明書
2. 配偶者が当該子を扶養していないことの証明
(扶養手当相当の給与を受給していないことの証明 及び 配偶者の所得証明)

第2号様式 (第2条関係)

※ 朱書きは届出者が記入します。

(記入例7)
育児休業中の配偶者(休業手当金の受給期間終了)を認定する場合

扶 養 親 族 異 動 届 出 書



任命権者	所 属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長 殿	職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎					

扶養親族に異動があったので、鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年〇月〇日 (証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額(職業)	異動年月日	異動の理由	※特定期間	※認定
指宿 花子	妻	SO.〇.〇	〇		385,000 (公務員)	HO.〇.〇	育児休業中で休業手当金の受給期間が終了したため		〇/〇 北薩小 県事協

事務職員が記入

※扶養手当額異動記入欄	平成〇〇年 〇月〇日 から	配偶者		配偶者以外の認定扶養親族		認定扶養親族のうち特定期間にある子		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
		1	6,500	1	10,000			2	16,500

- 注 1 この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
3 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。

【証明資料】

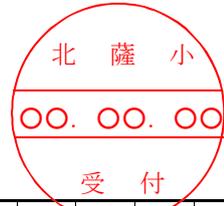
1. 辞令の写し(要原本証明)
2. 配偶者の所得証明
3. 育児休業中の職員の給与支払見込証明書
4. 戸籍抄本

第2号様式（第2条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します。

（記入例8）
認定されていた配偶者を就職による所得超過のため取り消す場

養親族異動届出書



任命権者 北薩小学校長	所 属 北薩小学校	職員番号 2 3 4 5 6 7
殿	職 名 教諭	氏 名 指宿 太郎

扶養親族に異動があったので、鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年 〇月 〇日 (証明書 〇 通添付)

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額 (職業)	異動年月日	異動の理由	※ 特定期間	※ 認定
指宿 花子	妻	〇〇.〇〇.〇〇	〇		1,800,000 (会社員)	〇〇.〇〇.〇〇	就職		〇/〇 北薩小

取り消しの場合は朱書

事務職員が記入



※扶養手当額異動記入欄	配 偶 者		配偶者以外の 認定扶養親族		認定扶養親族の うち特定期間に ある子		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	平成〇〇年 〇月 〇日 から			1	10,000			1

- 注
- この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
 - 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
 - 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。
 - 異動の理由欄には、扶養手当の支給を受ける事実の生じた理由又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由（例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等）をそれぞれ記入すること。

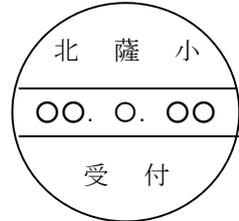
【証明資料】
1. 就職証明（就職年月日及び収入月額明記のもの）又は所得証明

別記

第1号様式（第2条関係）

扶養親族異動届出書（第2号様式）提出による異動認定後の第1号様式の記入の仕方

養親族等届出書



任命権者	所 属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎				

鹿児島県職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成〇〇年〇月〇日 (証明書 4 通添付)

取り消しの場合は朱線で削除

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額 (職業)	※扶養事実の 生じた日	※扶養事実の 消滅した日	※ 特定期間	備考	※ 認定
指宿 花子	妻	〇〇.〇.〇	〇		0 (無職)	HO.〇.〇	HO.〇.〇		〇/〇	北薩小
指宿 一郎	子	〇.〇.〇	〇		0 (無職)	HO. 〇. 〇		HO. 4. 1 ~HO. 3. 31	〇/〇	△△小
指宿 二郎	子	〇.〇.〇	〇		0 (無職)	HO. 〇. 〇		HO. 4. 1 ~HO. 3. 31	〇/〇	△△小

事務職員が記入

それぞれ、第2号様式から認定欄に転記

配偶者 有 無 その事実の生じた年月日 平成〇〇年〇月〇日

※扶養 手当 額異 動記 入欄	扶養親族	平成〇〇年 〇月〇日から		平成〇〇年 〇月〇日から		平成〇〇年 〇月〇日から		平成〇〇年 〇月〇日から		平成〇〇年 〇月〇日から	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
配偶者		1	6,500	1	6,500	1	6,500	〇	〇〇〇		
配偶者以外の 認定扶養親族 のうち特定期 間にある子				1	10,000	2	20,000	〇	〇〇〇	2	20,000
計		1	6,500	2	16,500	3	26,500	〇	〇〇〇	2	20,000

条例改正は「条例改正」と表記し朱書きする。

- 注 1 この届出書は、※欄を除く各欄について記載し、所属長に提出すること。
- 2 続柄欄には、職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 3 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

備考 鹿児島県職員扶養手当支給規則第3条第1項の認定があったときは、認定印を押して扶養手当額異動記入欄に整理し、その後の異動については、扶養親族異動届出書又は配偶者のない職員となったこと又は配偶者を有するに至ったことに関する届出書により、この届出書を整理するものとする。

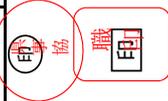
1 所得のある配偶者（妻）が育児休業に入ったために一時的に所得が減額した場合に配偶者（妻）の所属する所属長の証明で給与（見込み）証明書を作成する場合

育児休業中の職員の給与支払い予定額

職名	教諭	氏名	所属	給与見込期間	出産年月日	7月	8月	9月	10月	合計	備考				
育児休業期間	教諭	氏名	所属	給与見込期間	出産年月日	7月	8月	9月	10月	合計	備考				
最終昇給発令年月日	平成29年10月1日	教諭(三)	鹿児島市立北薩小学校	平成29年10月12日～平成30年8月15日	平成29年8月16日					123456					
給与額	10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
給与額	110,866	174,218	166,299	182,137	158,380	174,218	136,164	135,930	124,110	130,020	65,010	3,000	1,173	5,738	
給料の調整額															
教職調整額															
初任給調整手当															
扶養手当															
通勤手当															
特勤手当															
期末手当															
勤労手当															
住居手当															
児童(特例)手当															
超勤手当															
教員特別手当															
育児休業手当金															
合計	110,866	174,218	569,264	182,137	158,380	174,218	136,164	135,930	124,110	130,020	207,733	260,996	102,126	2,466,162	
備考	260,000 ÷ 22日 = 11,818.1818円 → 11,820円 (標準報酬月額が第17級260,000円の場合) 11,820 × 0.67 = 7,919.4円 → 7,919円 11,820 × 0.5 = 5,910.00円 → 5,910円 ① 7,919 × 14日 = 110,866 ② 7,919 × 22日 = 174,218 ③ 7,919 × 21日 = 166,299 ④ 7,919 × 23日 = 182,137 ⑤ 7,919 × 20日 = 158,380 ⑥ 7,919 × 22日 = 174,218 ⑦ 7,919 × 6日 = 47,514 ⑧ 5,910 × 15日 = 88,650 ⑨ 5,910 × 23日 = 135,930 ⑩ 5,910 × 21日 = 124,110 ⑪ 5,910 × 22日 = 130,020 ⑫ 234,900 × (16-4) / (31-8) = 122,556 ⑬ 9,396 × (16-4) / (31-8) = 4,902 ⑭ 3,000 × (16-4) / (31-8) = 1,565 ⑮ 234,900 × (11-2) / (31-8) = 91,917 ⑯ 9,396 × (11-2) / (31-8) = 3,676 ⑰ 3,000 × (11-2) / (31-8) = 1,173 ⑱ (234,900 + 9,396) × 1.375 × 80 / 100 = 268,725 ⑲ (234,900 + 9,396) × 0.785 × 70 / 100 = 134,240 ⑳ 13,700 × (11-2) / (31-8) = 5,360														

振り込まれる月ではなく、実際に育児休業をする月に記入する。

給与支払予定額計算者 事務職員 県事協 桜子
 上記のとおり相違ないことを証明する。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 鹿児島市立北薩小学校 校長 鹿児島 一郎



(注)⑭⑰ 通勤手当については、1か月分を算出後日割り計算。
 児童手当についても、1か月分を算出後日割り計算するが、1年間の給与支払予定額なので12月分計上する。

(注)⑱⑲の支給割合は、給与(見込み)証明書作成(平成28年9月)の時点での率で計算している。

給与予定額表の給与額には、その他支給が見込まれるものも記載すること。

育児休業中の職員の給与支払予定額記入の説明

1 育児休業手当金について

標準報酬月額 ÷ 22日 × …… 10円未満四捨五入
 260,000 ÷ 22日 = 11,820.1818円 → 11,820円
 (標準報酬月額が第17級260,000円の場合)

標準報酬月額 × 0.67(または0.50) …… 円未満切捨て
 11,820 × 0.67 = 7,919.4円 → 7,919円
 11,820 × 0.5 = 5,910.00円 → 5,910円

給付日額 × 休業日数(育児休業日数 - 勤務を要しない日“土・日”の日数)
 7,919円 × 128日 = 1,013,632円
 5,910円 × 92日 = 543,720円

「①について」 …… 10月の休業日数(14日)
 ↓
 → 育児休業日数(20日) - 土・日の日数(6日)

「⑦について」 …… 4月の休業日数(21日)
 ↓
 育児休業を取得した期間が180日に達する日:平成30年4月9日
 → 育児休業日数(9日) - 土・日の日数(3日)
 → 育児休業日数(21日) - 土・日の日数(6日)
 「⑩について」 …… 8月の休業日数(11日)
 ↓
 → 育児休業日数(15日) - 土・日の日数(4日)

2 給与について

8月分給与支給額 8月16日～8月31日の日割計算
 給与月額 × 勤務日(勤務期間の日数 - 週休日) …… 円未満切捨て
 給付日額 × 当該月の現日数 - 週休日 = 122,556.52
 「⑫について」 …… 234,900 × $\frac{16-4}{31-8}$ = 122,556.52

教職調整額についても同じ
 「⑬について」 …… 9,396 × $\frac{16-4}{31-8}$ = 4,902.26

教員特別手当についても同じ
 「⑭について」 …… 3,000 × $\frac{16-4}{31-8}$ = 1,565.217

10月分給与支給額 10月1日～10月11日の日割計算
 「⑮について」 …… 234,900 × $\frac{11-2}{31-8}$ = 91,917.39

教職調整額についても同じ
 「⑯について」 …… 9,396 × $\frac{11-2}{31-8}$ = 3,676.696

教員特別手当についても同じ

「⑰について」 …… 3,000 × $\frac{11-2}{31-8}$ = 1,173.91

通勤手当についても同じ
 「⑲について」 …… 13,700 × $\frac{11-2}{31-8}$ = 5,360.8696

※通勤手当については実際の支給額は13,700円ですが平成30年10月11日までの給
 与見込証明であるため日割り計算をします。

12月期末勤勉手当

期末手当 基準日以前6か月以内における育児休業期間の1/2を除算
 育児休業期間 10月12日～12月1日(1か月20日)
 除算期間 25日
 勤務期間 5か月5日(支給割合80/100)

「⑱について」 …… (234,900 + 9,396) × 1.375 × 80/100 = 268,725

勤勉手当 基準日以前6か月以内における育児休業期間を除算
 育児休業期間 10月12日～12月1日(1か月20日)
 除算期間 1か月20日
 勤務期間 4か月10日(支給割合70/100)

「⑲について」 …… (234,900 + 9,396) × 0.785 × 70/100 = 134,240

カレンダー (は週休日)

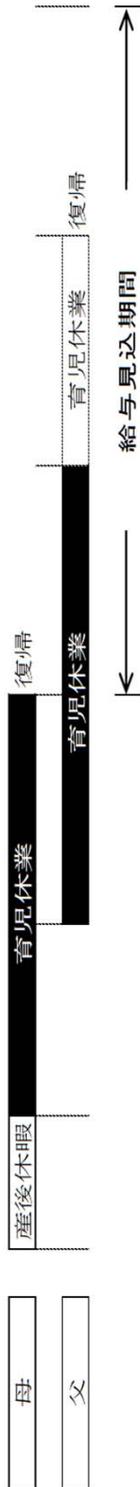
平成29年10月	月	火	水	木	金	土	日	平成30年4月	月	火	水	木	金	土	日
		2	3	4	5	6	7 8			2	3	4	5	6	7 8
	9	10	11	12	13	14	15		9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22		16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29		23	24	25	26	27	28	29
	30	31							30	31					

平成30年8月	月	火	水	木	金	土	日	平成30年10月	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5				1	2	3	4	5	6 7
	6	7	8	9	10	11	12		8	9	10	11	12	13	14
	13	14	15	16	17	18	19		15	16	17	18	19	20	21
	20	21	22	23	24	25	26		22	23	24	25	26	27	28
	27	28	29	30	31				29	30	31				

2 所得のある配偶者（夫）が育児休業に入ったために一時的に所得が減額した場合に配偶者（夫）の所属する所属長の証明で給与（見込み）証明書を作成する場合

事例：父母がともに育児休業を取得する場合で、母が（H29.10.4）育児休業より復帰し、育児休業中の父を扶養に入れようとする場合の給与（見込み）証明書。

出生	9か月	1歳	1歳2か月	1歳9か月	2歳
(H28.10.4)	(H29.7.4)	(H29.10.4)	(H29.12.4)	(H30.7.4)	(H30.10.4)



(注) ……育児休業手当金支給期間

職名	氏名	所属	給与見込期間	職員番号	備考
育児休業中の職員	△△△△	指宿市立南薩中学校	平成29年10月4日～平成30年10月3日	234567	
最終昇給発令年月日	平成29年1月1日	教(三)2-032	234,900 (9,396)円		
給与月額	平成29年10月			平成28年10月4日	
給料の調整額	10月			7月	10月
給	158,380			213,545	30,639
教職調整額	174,218			↑⑥	↑⑨
初任給調整手当	7,919			8,541	1,225
扶養手当				↑⑦	↑⑩
通勤手当				9,396	9,396
特別勤務手当					
期末手当	201,544				
勤劬手当	28,765				
児童(特例)手当					
住居手当					
超勤手当					
教員特別手当	↓① ↓② ↓③				
合計	158,380			2,727	391
備考	174,218			0	0
	174,218			0	0
	238,228			0	0
				224,813	247,296
				247,296	247,296
				3,000	3,000
				↓⑧ ↓⑨ ↓⑩	↓⑪
				3,000	391
				0	0
				0	0
				247,296	32,255
				247,296	1,322,486

※育児休業の対象となる子について、その父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達する日までの間、1年を超えない範囲で育児休業手当金が支給される。

※振り込まれる月ではなく、実際に育児休業をする月に記入する。

県 指 宿 市 立 南 薩 中 学 校 校 長 日 置 一 郎

給与支払予定額計算者 事務職員 県事協 榎男 印
上記のとおり相違ないことを証明する。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
指宿市立南薩中学校 校長 日置 一郎

給与予定額表の給与額には、その他支給が見込まれるものも記載すること。
(注)扶養手当・住居手当は、受給者が育休取得者の場合は無給となることに留意すること。

- ① 260,000÷22日=11,818.1818円→11,820円(標準報酬月額が第17級260,000円の場合)
- ② 11,820×0.67=7,919.4円→7,919円
- ③ 7,919×20日=158,380
- ④ 7,919×22日=174,218
- ⑤ 7,919×1日=7,919
- ⑥ 234,900×(28-8)÷(31-9)=213,545.45
- ⑦ 9,396×(28-8)÷(31-9)=8,541.81
- ⑧ 3,000×(28-8)÷(31-9)=2,727.27
- ⑨ 234,900×(3-0)÷(31-8)=30,639.13
- ⑩ 9,396×(3-0)÷(31-8)=1,225.56
- ⑪ 3,000×(3-0)÷(31-8)=391.30

育児休業中の職員の給与支払予定額記入の説明

1 育児休業手当金について

標準報酬月額 ÷ 22日 × × 10円未満四捨五入
 260,000 ÷ 22日 = 11,820.1818円 → 11,820円
 (標準報酬月額が第17級260,000円の場合)
 標準報酬月額 × 0.67 × 円未満切り捨て
 11,820 × 0.67 = 7,919.4円 → 7,919円

※ 育児休業手当金が支給される期間が153日のため支給率は0.67のみ
 給付日額 × 休業日数 (育児休業日数 - 勤務を要しない日“土・日”の日数)
 7,919円 × 44日 = 348,436円

- ①について] 10月の休業日数 (20日)
 → 育児休業日数 (28日) - 土・日の日数 (8日)
- ②について] 11月の休業日数 (22日)
 → 育児休業日数 (30日) - 土・日の日数 (8日)
- ③について] 12月の休業日数 (1日)
 → 育児休業日数 (3日) - 土・日の日数 (2日)

2 給与について

12月期末勤働手当

期末手当 基準日以前6か月以内に於ける育児休業期間の1/2を除外
 育児休業期間 7月4日～12月1日 (4か月28日)
 除算期間 2か月14日
 勤務期間 3か月16日 (支給割合60/100)

④について] (234,900 + 9,396) × 1.375 × 60/100 = 201,544
 勤勉手当 基準日以前6か月以内に於ける育児休業期間を除外
 育児休業期間 7月4日～12月1日 (4か月28日)
 除算期間 4か月28日
 勤務期間 1か月2日 (支給割合15/100)

⑤について] (234,900 + 9,396) × 0.785 × 15/100 = 28,765

7月分給与支給額

7月4日～7月31日の日割計算
 給与月額 × 勤務日 (勤務期間の日数 - 週休日) × 円未満切り捨て
 当該月の現日数 - 週休日

⑥について] 234,900 × $\frac{28-8}{31-9}$ = 213,545.45

教職調整額についても同じ

⑦について] 9,396 × $\frac{28-8}{31-9}$ = 8541.818

教員特別手当についても同じ
 ⑧について] 3,000 × $\frac{28-8}{31-9}$ = 2,727.27
 10月分給与支給額 10月1日～10月31日の日割計算
 ⑨について] 234,900 × $\frac{3-0}{31-8}$ = 30,639.13
 教職調整額についても同じ
 ⑩について] 9,396 × $\frac{3-0}{31-8}$ = 1,225.565
 教員特別手当についても同じ
 ⑪について] 3,000 × $\frac{3-0}{31-8}$ = 391.30

カレンダー (〇 は週休日)

平成29年10月	月	火	水	木	金	土	日
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

平成29年12月	月	火	水	木	金	土	日
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

平成30年7月	月	火	水	木	金	土	日
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

平成30年10月	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

申立書の参考例

これは参考例であり内容については事例により異なる。よって全部が画一的にならないよう具体的に記載する必要がある。

申立書 1 配偶者の退職による扶養認定の場合の例

無 職 無 収 入 申 立 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市立北薩小学校
校長 鹿児島 一郎 殿

申立人

学 校 名	鹿児島市立北薩小学校
-------	------------

職・氏名	教諭 指宿 太郎
------	----------

指印
指宿

私の妻 指宿 花子は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで△△会社□□□□
を退職し、現在は無職無収入であることを申し立てます。

また、今後、就職等をする場合には、速やかにお届けします。

申立書 2 配偶者の退職による扶養認定の場合の例

失業手当・雇用保険等支給の有無に関する申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市立北薩小学校
校長 鹿児島 一郎 殿

申立人

学 校 名	鹿児島市立北薩小学校
-------	------------

職・氏名	教諭 指宿 太郎
------	----------

指印
指宿

私の妻 指宿 花子は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで△△会社□□□□
を退職しましたが、これに伴う失業保険・雇用保険による給付などは現在受給
していません。

なお、今後、就職や雇用保険の受給等をする場合には、速やかにお届けします。

扶養手当特定期間早見表

年度	満16歳到達者(年度初めから支給)	22歳満了者(年度末まで支給)
30	H14.4.2 ～ H15.4.1 生	H8.4.2 ～ H9.4.1 生
31	H15.4.2 ～ H16.4.1 生	H9.4.2 ～ H10.4.1 生
32	H16.4.2 ～ H17.4.1 生	H10.4.2 ～ H11.4.1 生
33	H17.4.2 ～ H18.4.1 生	H11.4.2 ～ H12.4.1 生
34	H18.4.2 ～ H19.4.1 生	H12.4.2 ～ H13.4.1 生
35	H19.4.2 ～ H20.4.1 生	H13.4.2 ～ H14.4.1 生
36	H20.4.2 ～ H21.4.1 生	H14.4.2 ～ H15.4.1 生
37	H21.4.2 ～ H22.4.1 生	H15.4.2 ～ H16.4.1 生
38	H22.4.2 ～ H23.4.1 生	H16.4.2 ～ H17.4.1 生
39	H23.4.2 ～ H24.4.1 生	H17.4.2 ～ H18.4.1 生
40	H24.4.2 ～ H25.4.1 生	H18.4.2 ～ H19.4.1 生
41	H25.4.2 ～ H26.4.1 生	H19.4.2 ～ H20.4.1 生
42	H26.4.2 ～ H27.4.1 生	H20.4.2 ～ H21.4.1 生
43	H27.4.2 ～ H28.4.1 生	H21.4.2 ～ H22.4.1 生
44	H28.4.2 ～ H29.4.1 生	H22.4.2 ～ H23.4.1 生
45	H29.4.2 ～ H30.4.1 生	H23.4.2 ～ H24.4.1 生
46	H30.4.2 ～ H31.4.1 生	H24.4.2 ～ H25.4.1 生
47	H31.4.2 ～ H32.4.1 生	H25.4.2 ～ H26.4.1 生
48	H32.4.2 ～ H33.4.1 生	H26.4.2 ～ H27.4.1 生
49	H33.4.2 ～ H34.4.1 生	H27.4.2 ～ H28.4.1 生
50	H34.4.2 ～ H35.4.1 生	H28.4.2 ～ H29.4.1 生
51	H35.4.2 ～ H36.4.1 生	H29.4.2 ～ H30.4.1 生
52	H36.4.2 ～ H37.4.1 生	H30.4.2 ～ H31.4.1 生
53	H37.4.2 ～ H38.4.1 生	H31.4.2 ～ H32.4.1 生
54	H38.4.2 ～ H39.4.1 生	H32.4.2 ～ H33.4.1 生
55	H39.4.2 ～ H40.4.1 生	H33.4.2 ～ H34.4.1 生
56	H40.4.2 ～ H41.4.1 生	H34.4.2 ～ H35.4.1 生
57	H41.4.2 ～ H42.4.1 生	H35.4.2 ～ H36.4.1 生
58	H42.4.2 ～ H43.4.1 生	H36.4.2 ～ H37.4.1 生
59	H43.4.2 ～ H44.4.1 生	H37.4.2 ～ H38.4.1 生
60	H44.4.2 ～ H45.4.1 生	H38.4.2 ～ H39.4.1 生
61	H45.4.2 ～ H46.4.1 生	H39.4.2 ～ H40.4.1 生
62	H46.4.2 ～ H47.4.1 生	H40.4.2 ～ H41.4.1 生
63	H47.4.2 ～ H48.4.1 生	H41.4.2 ～ H42.4.1 生
64	H48.4.2 ～ H49.4.1 生	H42.4.2 ～ H43.4.1 生

生年月日における特定期間早見表（子に係る特定期間）

生 年 月 日	特 定 期 間	備 考
平成		
6 . 4 . 2 ~ 7 . 4 . 1	22 . 4 . 1 ~ 29 . 3 . 31	
7 . 4 . 2 ~ 8 . 4 . 1	23 . 4 . 1 ~ 30 . 3 . 31	
8 . 4 . 2 ~ 9 . 4 . 1	24 . 4 . 1 ~ 31 . 3 . 31	
9 . 4 . 2 ~ 10 . 4 . 1	25 . 4 . 1 ~ 32 . 3 . 31	
10 . 4 . 2 ~ 11 . 4 . 1	26 . 4 . 1 ~ 33 . 3 . 31	
11 . 4 . 2 ~ 12 . 4 . 1	27 . 4 . 1 ~ 34 . 3 . 31	
12 . 4 . 2 ~ 13 . 4 . 1	28 . 4 . 1 ~ 35 . 3 . 31	
13 . 4 . 2 ~ 14 . 4 . 1	29 . 4 . 1 ~ 36 . 3 . 31	
14 . 4 . 2 ~ 15 . 4 . 1	30 . 4 . 1 ~ 37 . 3 . 31	
15 . 4 . 2 ~ 16 . 4 . 1	31 . 4 . 1 ~ 38 . 3 . 31	
16 . 4 . 2 ~ 17 . 4 . 1	32 . 4 . 1 ~ 39 . 3 . 31	
17 . 4 . 2 ~ 18 . 4 . 1	33 . 4 . 1 ~ 40 . 3 . 31	
18 . 4 . 2 ~ 19 . 4 . 1	34 . 4 . 1 ~ 41 . 3 . 31	
19 . 4 . 2 ~ 20 . 4 . 1	35 . 4 . 1 ~ 42 . 3 . 31	
20 . 4 . 2 ~ 21 . 4 . 1	36 . 4 . 1 ~ 43 . 3 . 31	
21 . 4 . 2 ~ 22 . 4 . 1	37 . 4 . 1 ~ 44 . 3 . 31	
22 . 4 . 2 ~ 23 . 4 . 1	38 . 4 . 1 ~ 45 . 3 . 31	
23 . 4 . 2 ~ 24 . 4 . 1	39 . 4 . 1 ~ 46 . 3 . 31	
24 . 4 . 2 ~ 25 . 4 . 1	40 . 4 . 1 ~ 47 . 3 . 31	
25 . 4 . 2 ~ 26 . 4 . 1	41 . 4 . 1 ~ 48 . 3 . 31	
26 . 4 . 2 ~ 27 . 4 . 1	42 . 4 . 1 ~ 49 . 3 . 31	
27 . 4 . 2 ~ 28 . 4 . 1	43 . 4 . 1 ~ 50 . 3 . 31	
28 . 4 . 2 ~ 29 . 4 . 1	44 . 4 . 1 ~ 51 . 3 . 31	
29 . 4 . 2 ~ 30 . 4 . 1	45 . 4 . 1 ~ 52 . 3 . 31	
30 . 4 . 2 ~ 31 . 4 . 1	46 . 4 . 1 ~ 53 . 3 . 31	
31 . 4 . 2 ~ 32 . 4 . 1	47 . 4 . 1 ~ 54 . 3 . 31	
32 . 4 . 2 ~ 33 . 4 . 1	48 . 4 . 1 ~ 55 . 3 . 31	
33 . 4 . 2 ~ 34 . 4 . 1	49 . 4 . 1 ~ 56 . 3 . 31	
34 . 4 . 2 ~ 36 . 4 . 1	50 . 4 . 1 ~ 57 . 3 . 31	
35 . 4 . 2 ~ 37 . 4 . 1	51 . 4 . 1 ~ 58 . 3 . 31	
36 . 4 . 2 ~ 38 . 4 . 1	52 . 4 . 1 ~ 59 . 3 . 31	
37 . 4 . 2 ~ 39 . 4 . 1	53 . 4 . 1 ~ 60 . 3 . 31	
38 . 4 . 2 ~ 40 . 4 . 1	54 . 4 . 1 ~ 61 . 3 . 31	
39 . 4 . 2 ~ 41 . 4 . 1	55 . 4 . 1 ~ 62 . 3 . 31	

点検者
記入者
県事協
印

平成〇〇年〇月〇日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所 鹿兒島市立北薩小学校

平成〇〇年〇月〇日

給与手当報告書1

様式給第12号

作成所 所属名
修正
ページ
氏名
支給開始年月
住居
単身赴任者
通勤距離
交通距離
扶養手当
備考

作成所 所属名	修正	ページ	氏名	支給開始年月	住居	単身赴任者		通勤距離	交通距離	扶養手当		備考
						単身赴任者	住居			配偶者	父子	
認定扶養親族は、配偶者及び子2名の場合												
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06			72		1	0	平成〇〇年〇月〇日婚姻により配偶者を扶養認定 平成〇〇年〇月〇日配偶者の退職により配偶者を扶養認定
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06			77		1	0	平成〇〇年〇月〇日出生により第1子を扶養認定 (配偶者は扶養親族として認定済み)
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06					1	0	平成〇〇年〇月〇日出生により第2子を扶養認定 (配偶者は扶養親族として認定済み)
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06					0	1	平成〇〇年〇月〇日出生により第1子を扶養認定 (配偶者は扶養親族として認定されない)
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06					1	0	平成〇〇年〇月〇日育児休業中の配偶者を扶養認定(育児休業手当金の受給終了)
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06					0	1	平成〇〇年〇月〇日配偶者の扶養認定を取り消し(就職による所得超過)
北薩小学校			指宿 太郎	00	05/06					0	0	平成〇〇年〇月〇日支給要件喪失により扶養親族0人 手当額0円(手当が支給されなくなる場合)

3月末の年齢満了者の減額及び4月からの新たな加算対象者の増額については4月例月で報告

カード No.	1 2
1 2	1 2

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長
作成所 鹿兒島市立北薩小学校

点検者
県事協
印

給与手当報告書 1

作成所 所属名	修正 ページ	整理 氏名	支給開始年月	住所	居住者 氏名	居住者 生年	居住者 性別	居住者 年齢	居住者 月額	通勤距離	交通距離	扶養手当		備考	
												配偶者	子		
<p>認定扶養親族は、配偶者及び子2名の場合</p>															
<p>例1 子2名(いずれも加算対象)であるが、4月1日子1名が年齢満了により扶養親族でなくなる場合</p>															
北薩小学校	2	指宿 太郎	(修正前)									1	0	2	平成〇〇年3月末に扶養する子2名(2名とも加算対象となる子)のうち、1名が年齢満了
7 6 5 4 3 2	2 0 0 1	0 3 2 3 4 5 6 7	4 0 0 0 4									1	0	1	
<p>例2 4月1日から子2名のうち1名が加算対象となる場合</p>															
北薩小学校	2	指宿 太郎	(修正前)									1	0	2	
7 6 5 4 3 2	2 0 0 1	0 6 2 3 4 5 6 7	4 0 0 0 4									1	0	2	平成〇〇年4月1日から扶養する子2名のうち、1名が加算対象(もう1名の子はすでに加算対象)
<p>例3 4月1日から子2名のうち1名が加算対象となり、もう1名は年齢満了となる場合</p>															
北薩小学校	2	指宿 太郎	(修正前)									1	0	2	
7 6 5 4 3 2	2 0 0 1	0 9 2 3 4 5 6 7	4 0 0 0 4									1	0	1	平成〇〇年4月1日から扶養する子2名のうち、1名が加算対象(もう1名が年齢満了)

扶養手当に係る質疑応答編

- (注) 設問末尾の【①】は本県における通知通達，【②】は諸手当認定・電算マニュアル（平成30年1月 県教育庁教職員課改訂）からの出典です。
また，【③】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第1 認定関係

1 別居している父母の認定

(問1) 別居している父母を職員の扶養親族として認定することができるか。【①，③】

(答1) 別居している父母等（配偶者及び子を除く）を扶養親族として認定する際における「主としてその職員の扶養を受けているもの」については、「扶養親族の認定について(通知)」鹿教管第575号（昭和48年12月3日）により次のように取り扱うこととされている。

1. 父母を扶養親族として認定する場合、父母の年間所得が限度以下であっても無条件に認定されるものではないこと。即ち、限度額以下であっても、主として職員の扶養を受けていない者は、認定の対象にならないのであるから、次の諸点について十分調査すること。
 - (1) 父母の生計状況については、その収入状況からみて、職員に生計の途を仰がねばならない程度であるか。
 - (2) 父母が現に職員の扶養を受けているか。受けている場合は、主としてその職員の扶養を受けて生計を維持しているという事実の証明がなされ、認定権者は、それを確認しなければならない。この場合、その事実の証明は、形式に流されることなく良心的なものでなければならないこと。
2. 特に別居中の父母の認定については、扶養の事実について確認を厳正にされたい。
 - (1) 別居中の父母については、前記1による確認が困難な面もあるが、職員にこの旨を十分周知させ、良心的な申請をするよう指導するとともに、極力その事実の確認につとめること。特に職員に兄弟等があるときは、職員のみが扶養していることは少なく、一般的には共同して父母を扶養している場合が多いので、このような場合は、それらの兄弟等からの送金状況等も徴して、扶養の実態を正確に把握することが必要である。
 - (2) 別居中の父母のうち、父には所得があって認定できないとして、父と同居している母を認定している例があるが、これは、母を扶養する者は、第一順位は当然父であるべきことを考慮して処理すること。やむを得ず母を認定する場合は、父がその所得だけでは扶養できないという証拠が必要である。
 - (3) 別居中の父母の生計費として送金等をしている場合も、職員の所得額、家族状況等からみて、父母を扶養することができる状態かどうか。また、その金額が最近の経済事情からみて、父母の生計を維持するに足る程度の額であるかどうか等もあわせて検討すること。
 - (4) 職員のほかに先順位の扶養義務者はいないかどうか、従来の生計状況等をみて、十分調査すること。

※ 別居している父母及び祖父母を送金によって扶養している場合、職員の送金等の額が当該父母等の総収入額（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）

の1/3以上であること。ただし、職員が他の扶養義務者と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が他の扶養義務者の負担額のいずれをも上回っていることが必要「県費負担教職員の手当認定に係る協議事項の一部廃止について(通知)」鹿教第3号(平成23年4月1日)より

2 別居の子の認定

(問2) 職員が妻と離婚し、子は妻に引き取られたが、職員はその子のため養育費として毎月3万円を送金している場合、その子を職員の扶養親族として認定することができるか。
【②】

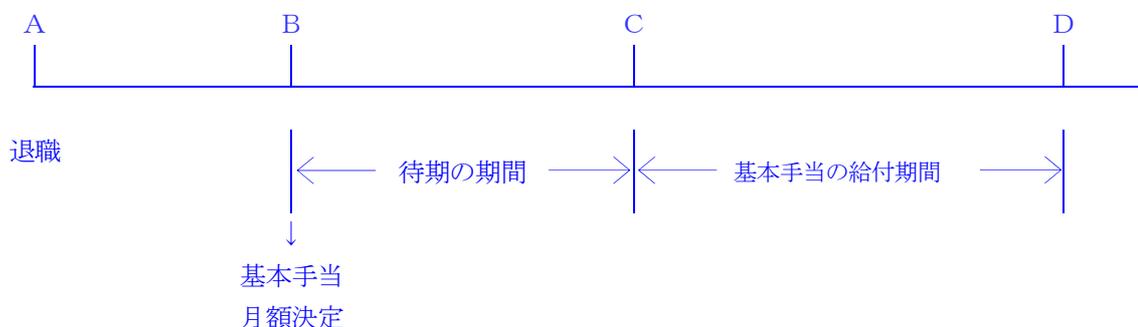
(答2) 設問の場合は、子が母(職員の元の妻)のもとに引き取られているので、常識的には母が主として扶養しているものと推定される。したがって、その子が職員の扶養親族として認定されるためには、職員が主として扶養しているというを確認することが必要であり、単に毎月3万円の養育費を送金しているという事実のみでは、その子を職員の扶養親族として認定することはできないものと解する。

3 雇用保険法の基本手当の支給を受けている扶養親族の認定

(問3) 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受けている者を扶養親族として認定することができるか。【②】

(答3) 基本手当額×30日分が、扶養親族の認定の基準としての所得限度額の12分の1以上である場合には、その支給を受ける期間中その者を扶養親族とすることはできない。

※参考



区 分	扶養手当を支給できる期間
① 基本手当 < 所得限度額	A ~
② 基本手当 ≥ 所得限度額	A~C(※), D ~

(注) 基本手当の給付完了後、就職できずに扶養親族としての認定請求を行う場合は、新規の認定と同様の提出書類が必要。ただし、前回の認定時に提出された証明書類で足りるものについては、その写しを添付しても差し支えない。

(※) 給付の開始日を事実発生日として認定を取り消す。

4 土地売却による所得がある父の認定

(問4) 扶養親族として認定されている父親に、土地売却による所得(畑90坪:280万円)が生じたが、扶養親族としての認定に問題はないか。【②】

(答4) 土地売却による所得は、退職所得と同様一時的な所得であるので、その所得によって自活できる場合以外は扶養親族として認定できる。

なお、土地売却を数回にわたって行った場合でも、考え方は上記と同じである。

5 育児休業中の職員の認定

(問5) 夫婦ともに県職員の場合であって、妻が育児休業の承認を受けたときは、当該育児休業の期間中、その妻を職員たる夫の扶養親族として認定することができるか。【②】

(答5) 認定の時点において、育児休業の承認を受けた妻たる職員の年間所得が、当該休業の期間中に支給される期末・勤勉手当、育児休業手当金及びあらかじめ定められている当該休業の期間が終了し復帰した後の給与を合わせても扶養親族の認定基準としての所得限度額である年額130万円以上に達しないと見込まれる場合で、かつ、当該期間中主として夫に扶養されると認められる場合には、その妻を育児休業の期間満了まで夫の扶養親族として認定して差し支えない。

なお、この取り扱いは、当該妻が他の公務員、民間従事員等である場合にも同様である。

6 育児休業中の所得見込みの算出基準日

(問6) 育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられたことに伴う育児休業期間中の所得見込みの算出基準日は、どのようになるか? 【②】

(答6)

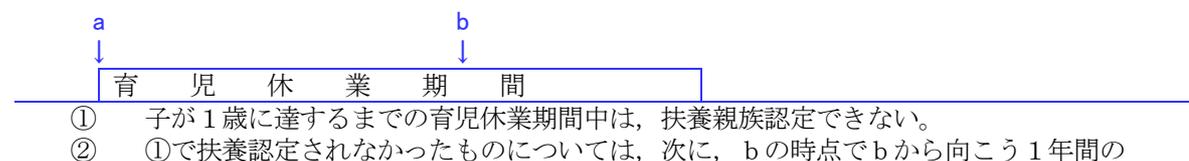
所得見込額の算出基準日	
a	育児休業期間の開始日
b	育児休業手当金の支給終了日(子が1歳に達する日)の翌日
c	育児休業の延長の開始日
d	扶養認定に影響を与える事実の発生日 →(所得見込みされていなかった所得の発生)

A 育児休業期間の期間延長がない場合

ア aから向こう1年間の所得見込額が130万円未満の場合



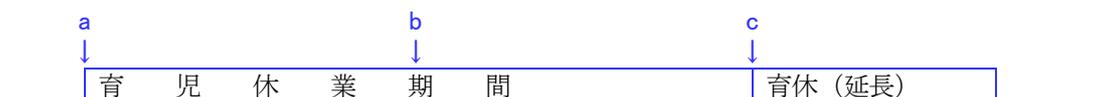
イ aから向こう1年間の所得見込額が130万円以上の場合



所得見込額で判断を行う

- 130 万円未満の場合：b 以降の育児休業期間中は、扶養親族認定可能。
- 130 万円以上の場合：b 以降の育児休業期間中は、扶養親族認定できない。

B 育児休業期間の延長を行う場合



- ① 当初の育児休業期間中については、Aにより判断する。
- ② 育児休業期間を延長する者については、cの時点でcから向こう1年間の所得見込額で判断を行う。
 - 130 万円未満の場合：延長された育児休業期間中は、引き続き扶養親族認定可能。
(当初の育児休業期間中に扶養親族である者は届出の必要はない。)
 - 130 万円以上の場合：延長された育児休業期間中は、扶養親族認定できない。

C 育児休業中に次子の産前産後休暇を取得した場合



- ① 当初の育児休業期間中については、Aにより判断する。
- ② 次子の産前産後休暇を取得する者については、原則、dの時点の月額で判断する。
(→県職員の場合であれば、一般的に月額基準 108,333 円を下回ることは想定されず、d-a'間の扶養認定はできない。)
- ③ 次子の育児休業期間については、Aにより判断する。(aはa'に、bはb'に読み替える。)

〈注意事項〉

- ・ 扶養認定に影響を与える事実が発生した場合（育児休業手当金の支給期間が延長された場合を含む。）は、その時点で向こう1年間の所得見込額で判断を行うこと。
- ・ 育児休業手当金支給終了日の翌日から向こう1年間の所得を見込む時は、その時点で育児休業の延長に係る請求がされており、当該育児休業延長が承認されることが※確定的である場合は、それを見込んで所得を算定する。
- ※ 大抵の場合、請求書の提出があった時点で確定的であると言える。

7 育児休業の承認を受けた職員の年間所得見込額の算出方法

(問7) 問8及び問9中の育児休業の承認を受けた職員の年間所得見込額の算出方法はどのようにするのか。【②, ③】

(答7) 育児休業の承認を受けた職員の年間所得見込額は、届出日に関係なく、問9の例による向こう1年間の所得とし、育児休業期間中に支給される期末・勤勉手当及び育児休業手当金と復帰後の給与等を合わせた額とする。

なお、手当の支給は、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

※ 所得見込額算出例

育児休業期間：平成29年10月12日から平成30年8月5日

所得見込算定期間：平成29年10月12日から平成30年10月11日

A 育児休業手当金：(育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまで)

$\frac{\text{標準報酬日額} \times 67}{100} \times 128 \text{ 日 (休業日数)}$
(181日以降)

$\frac{\text{標準報酬日額} \times 50}{100} \times 92 \text{ 日 (休業日数)}$

B 復帰後の給与等：8月から10月分給与（但し、8月、10月分については日割計算した額）、期末勤勉手当

A + B < 130万円 の場合 → 扶養認定可

(注) 標準報酬日額の計算＝標準報酬月額／22日（10円未満の端数は四捨五入し10円単位とする。）

手当率：育児休業手当金の額の算定における政令で定める数値。

休業日数：育児休業日数から週休日を除いた日数。

} 適宜確認のこと

8 施設入所の場合の主たる扶養者

(問8) 職員の扶養親族であった実母が老人ホームに入所することとなったが、毎月3万円程度の利用料が必要であり、職員が当該利用料を負担している場合には、引き続き扶養親族として認定することができるか。【②】

(答8) 老人ホーム等の施設入所者を扶養親族として認定しようとする場合には、入所者の生計に要する費用について、職員の負担額、職員の兄弟姉妹等の負担額、入所者本人の所得額、施設側の生活費に係る負担額等を比較し、職員が主として扶養しているかどうかを確認する必要がある。入所前に扶養親族であったことや単に毎月利用を負担していることのみをもって認定することはできない。

第2 扶養親族の範囲

1 配偶者の連子の取扱い

(問9) 職員が子のある女性と婚姻をし、その子を職員の籍に入れることなく職員が扶養している場合、その子を職員の扶養親族として認定することができるか。【②】

(答9) 職員との間に養子縁組をしない限り、給与条例上の扶養親族として認定することはできない。

2 扶養義務のある姻族の取扱い

- (問 10) 家庭裁判所から配偶者の母の扶養義務を負わされ、実際に扶養している場合は、その母を給与条例上の扶養親族とすることができるか。【②】
- (答 10) 給与条例上の扶養親族は、血族又は法定血族である者に限られているので、養子縁組をしない限り、扶養親族として認定することはできない。

第3 所得関係

1 所得の範囲

- (問 11) 次に掲げるものは、「恒常的な所得」の範囲に入るか。【②】
- ア 国民年金 イ 厚生年金 ウ 遺族年金
エ 障害者年金 オ 農業所得 カ 雇用保険 キ 個人年金
- (答 11) これらの所得は、全て「恒常的な所得」に含まれる。
- したがって、これらの所得の合計額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額以上となる場合においては、これらの所得の受給者を扶養親族とすることはできない。

2 退職手当と「所得」との関係

- (問 12) 職員の配偶者が、本年3月31日をもって勤務先を退職し、今後職員の収入のみによって生計を維持することになった場合、4月1日から扶養親族として認定することができるか。なお、配偶者の1月から3月までの給与所得は130万円以上あり、またこれとは別に退職手当も130万円以上ある。【②】
- (答 12) 扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円以上とは、将来にわたって恒常的に収入のあるものについての規定であり、設問の場合には、たとえ1月から3月までに給与所得が130万円以上あったとしても、退職後将来に向かって所得がないと推定される場合においては、扶養親族認定上影響を与えるものではなく、4月1日から扶養親族として認定することができる。また、退職手当のように一時的な収入による所得は、恒常的な所得に含まれないので、退職手当によって自活できる場合以外は、扶養親族として認定できる。
- なお、「自活できる場合以外」とは、退職手当を資として生ずる所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額に達しないという意味である。したがって、高額な退職所得の支給を受けた場合であっても、例えば、それによる金利が年額130万円以上になる場合を除き、扶養親族として認定して差し支えない。

3 奨学金の取扱い

- (問 13) 財団法人鹿児島県育英財団の奨学金は、恒常的な所得に含まれるか。【③】
- (答 13) 財団法人鹿児島県育英財団の奨学金は、優れた学生・生徒で経済的理由により就学に困難がある者に対し、返済を前提として貸与されるものであり、扶養手当支給規則第3条第3項第2号の「恒常的な所得」には該当しない。
- なお、奨学金の名目で支給されるものであっても、学資にのみ充てることを目的としていない給付等であって、その支給条件等から生活補助的な面もあるものについては、同項の恒常的な所得に該当することになる。

4 月単位の給与等と所得年額の認定

(問 14) 職員の扶養親族たる配偶者が臨時職員として採用され、月額 10 万円程度の収入を得ることとなったが、扶養親族としての所得限度額である年額 130 万円以上の収入を得るとは直ちに確認し難い場合、この就職期間も引き続き扶養親族としてよいか。【②】

(答 14) 年間所得の合計額が所得限度額である 130 万円以上であるかどうかを判断するにあたっては原則的には年額によることとされているが、例えば、家賃収入がある場合とか、官庁、会社等に勤務して月々給与を得ているような場合で、相当長期間にわたって毎月定まった収入がある場合には、その月額をもって認定する方がより適切であり、実態にも即していると考えられるので、このような場合には基準年額の 12 分の 1 を乗じて得た額をもって判断し認定し、恩給、年金、利子、配当、農業所得等のようにその所得が年 1 回ないし数回に限られているとか、その時期が特定し難い所得が予想される場合には年額そのものにより認定することが適切である。

したがって、設問の場合、配偶者が季節的雇用と異なり将来に向かって雇用の継続が予測される限り、毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額 130 万円の 12 分の 1 以上であればその就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなり、その雇用が季節的雇用のようにあらかじめ限られているもので、その予想される年額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額 130 万円未満となるのであれば、就職期間中も引き続き扶養親族として差し支えない。

第 4 支給の始期・終期

1 職員である妻が退職した場合における妻の扶養親族の取扱い

(問 15) 夫婦ともに県職員が、それぞれ子を 1 人ずつ扶養していたが、妻が 4 月 1 日（月の初日）付で退職したため妻が扶養していた子（A）を夫の扶養親族とすることとなった。

この場合妻に対する扶養手当の支給は給与条例第 10 条第 2 項の規定により前月をもって終わることとなるので、A を扶養することとなる夫に係る扶養の事実が生じた日は 4 月 1 日になるものとして取り扱ってよいか。【③】

(答 15) 設問のとおり取り扱って差し支えない。

2 扶養親族の収入が不安定な場合の支給の終期

(問 16) 扶養親族たる配偶者が保険会社の外交員として就職する予定であるが、給料は月額 9 万 5 千円、その他勤務成績によって募集手当が若干ある見込みで、年間就職していれば年額 130 万円を超える可能性もあると思われるような場合、配偶者に対する手当の支給停止の時期はいつになるか。【②】

(答 16) 扶養親族の認定の基準としての所得限度額の取扱いについては、原則的には年額によることとされているが、月収をもって認定する方がより実態に即していると考えられるような場合には、月額所得によることとされている。しかしながら、設問の保険会社の外交員のように月額所得が大きく変動するような場合には、2、3 か月の所得の実績により判断する方がより実態に即していると考えられるので、そのような場合には 2、3 か月間の平均所得が所得限度額の 12 分の 1 程度以上に達し、将来とも同程度の所得が予想されるに至ったときをもって扶養親族としての要件を欠くに至ったものとして取り扱うものとする。もっとも就職の当初において、その者の年間所得が所得限度額以上になると推定される場合には、その者は就職の当初から扶養親族としての要件を欠くこと

になることはいうまでもない。

なお、扶養親族たる要件を欠くものとされても、その後認定当時の事情と著しく異なった事情が生じた場合には、新しい事情によって再び扶養親族として認定することができる。